

岡崎市告示第23号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成29年 1月25日

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 指定する形質変更時要届出区域
岡崎市美合町字川向4番2及び字中田3番2の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物